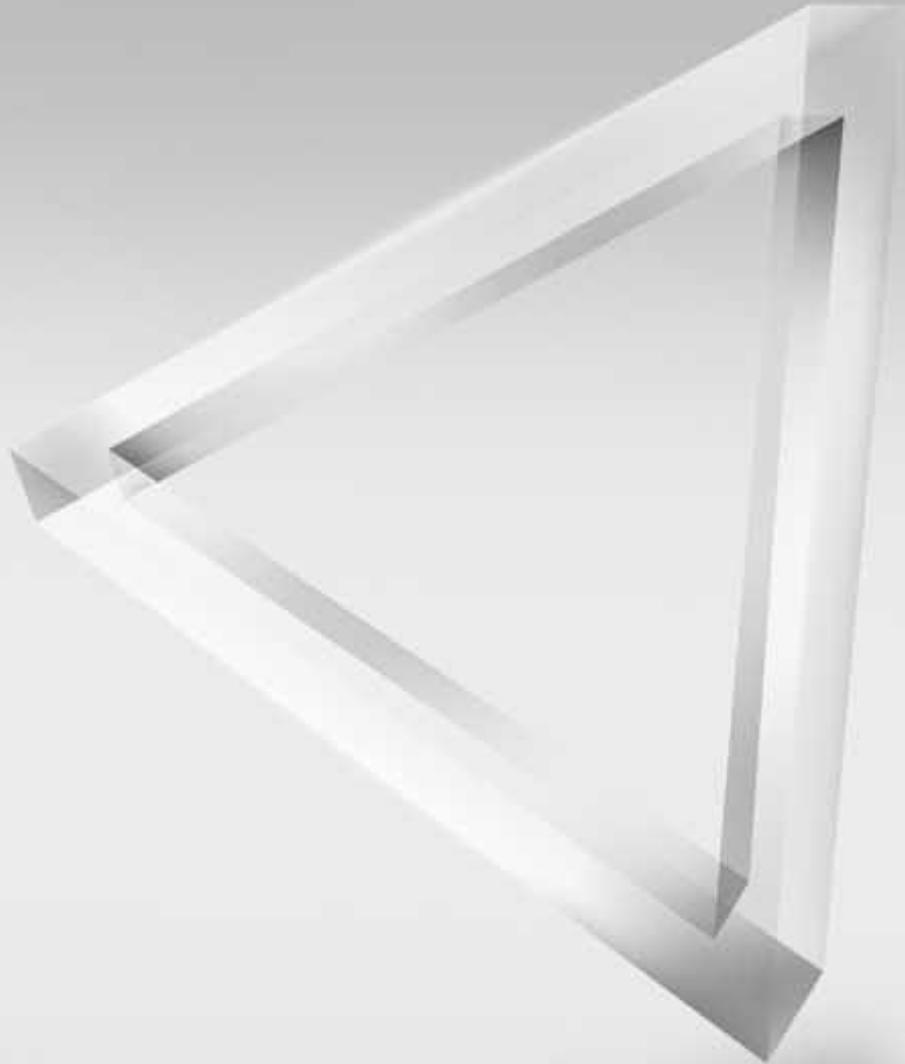


ゴールドマン・サックス米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

GS US Neutral

愛称：GS US ニュートラル



【ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド】

追加型株式投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ / 自動引き落とし投資専用 / 信託期間 無期限

目論見書

2003.8

設定・運用は



創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行うゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称 GS US ニュートラル)以下本ファンドといたします。① 受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成15年7月16日に関東財務局長に提出しており、平成15年8月1日にその届出の効力が生じております。
2. 本ファンドは株式など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資し、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

<目次>

1.	ファンド概要	1
1-1.	商品概要	1
1-2.	お買付けとご換金	3
1-3.	投資対象とする投資信託証券の概要	5
2.	ファンドのポイント	7
2-1.	ファンドの特徴	7
2-2.	運用手法	10
3.	運用体制	11
3-1.	ゴールドマンサックスの運用体制	11
3-2.	運用体制に関する社内規則等	12
3-3.	リスク管理体制	13
4.	分配方針	14
5.	リスクおよび留意点	15
5-1.	元本変動リスク	15
5-2.	その他の留意点	17
6.	ファンドの情報提供	19
6-1.	取扱販売会社	19
6-2.	基準価額	19
6-3.	運用報告書	19
6-4.	その他ディスクロージャー資料	19
7.	お申込み手続き	20
7-1.	お買付け	20
7-2.	ご換金	21
7-3.	お買付けおよびご換金のお申込みにかかる留意点	22
8.	費用および税金	23
8-1.	手数料、信託報酬および諸費用	23
8-2.	課税上の取扱い	26

< 目 次 >

9.	信託の終了 約款の変更等	29
	9 - 1 . 信託の終了	29
	9 - 2 . 約款変更	30
	9 - 3 . 反対者の買取請求権	30
	9 - 4 . その他契約の変更	31
10.	受益者の権利等	32
11.	国内投資信託受益証券事務の概要	33
12.	ファンドの概況	34
	12 - 1 . ファンドの沿革	34
	12 - 2 . ファンドの関係法人	34
13.	委託会社等の概況	36
14.	ファンドの経理状況および運用状況	37
	14 - 1 . 財務諸表	37
	14 - 2 . ファンドの現況	37
	14 - 3 . 運用状況	37
15.	その他	38

投資信託用語集

信託約款

(注1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を以下「委託会社」または「当社」といいます。

(注2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法第198号。その後改正を含みます。)を以下「投資信託法」といいます。

(注3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

1. ファンド概要

1-1. 商品概要 (1)

ファンド名	ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド (愛称:GS US ニュートラル)(以下「本ファンド」といいます。)
商品分類	追加型株式投資信託 / ファンドオブ・ファン / 自動けいぞく投資専用
ファンドのねらい	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	以下の外国投資信託の受益証券および外国投資証券(以下、単に「投資信託証券」といいます。)を主な投資対象とします。 ・ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラス(以下「米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラス」といいます。) ・ゴールドマン・サックス ファンド・ピーエールシー - ゴールドマン・サックス US\$ファンド・グループ・ファンドインステイテューショナル・アシユムレーションシェアクラス(以下「US\$ファンド・グループ・ファンド」といいます。) 各投資信託証券への投資比率は、原則として米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラスの組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。
為替ヘッジ	外貨建資産については100%為替円ヘッジを基本とします。
ベンチマーク	1ヵ月円LIBOR
当初募集にかかる信託設定日	2003年8月29日
募集期間	当初募集期間: 2003年8月1日から2003年8月28日まで 継続募集期間: 2003年8月29日から2004年10月22日まで (注) 継続募集期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
募集総額	当初募集総額: 1,000億円を上限とします。(ただし、30億円に満たない場合あるいは米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラスが本ファンドの信託設定予定日において設定されていない場合には、委託会社の裁量により本ファンドの設定を延期または中止することがあります。) 継続募集総額: 1,000億円を上限とします。
信託期間	原則として無期限
ファンド営業日	日本における営業日であり、かつ英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはアイルランド証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはダブリンの銀行が休業日でない日とします。
特定日	原則として毎月20日を特定日とします。ただし、毎月18日以降にファンド休業日がある場合には、特定日が21日以降となることがあります。詳しくはp4「お取引カレンダー」および「7.お申込み手続き」をご参照ください。

1. ファンド概要

1-1. 商品概要 (2)

決算日	毎年2回、1月および7月の特定日とすることを原則とします。第1回決算日は2004年1月22日とします。
収益分配	原則として毎決算期末 (分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。) 分配金は税金を差引いた後自動的に無手数料で全額再投資されます。
信託報酬	基本報酬： 純資産総額に対して年率0.95% 成功報酬： 委託会社は、基本報酬に加えて、ある特定日の基準価額(基本報酬控除後、成功報酬控除前であるものとします。なお、成功報酬の計算においては、収益の分配がなされた場合にもその影響は排除されるものとします。)が、その時点におけるハイ・ウォーターマークを超えた場合には、その超過額に対して25%の割合の成功報酬を受領します。ある特定日におけるハイ・ウォーターマークとは、直前の特定日(あるいは信託設定日、以下同じ)におけるハイ・ウォーターマーク(信託設定日の場合には1万口=1万円)+1ヵ月円LIBOR(直前の特定日からの期間率、日割り計算)とします。 ある特定日において成功報酬が受領された場合には、以後の成功報酬の計算について、当該特定日におけるハイ・ウォーターマークは、同日の基準価額(基本報酬、成功報酬および分配金控除後)とします。
信託事務の諸費用	純資産総額に対して年率0.05%を上限として定率で差引かれます。
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託銀行	日興シティ信託銀行株式会社

1. ファンド概要

1-2. お買付けとご換金

お買付け・ご換金のお 申込受付	<p>当初募集期間：営業時間内においていつでも、取扱販売会社に対してお買付けをお申込みいただくことができます。(ただし、2003年8月28日におけるお申込受付は午後3時までとします。)</p> <p>継続募集期間：毎月の特定日の5営業日前の原則として午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)を受付締切日時として、当該特定日におけるお申込みを受付けます。</p> <p>(注)取扱販売会社によって受付時間が異なる場合があります。</p>
お買付価額 (発行価格) ご換金価額	<p>当初募集期間：発行価格は、1口当たり1円です。</p> <p>継続募集期間：お買付価額は特定日の基準価額となります。</p> <p>ご換金価額は特定日の基準価額より信託財産留保額を控除した価額となります(解約請求制)</p>
信託財産留保額	ご換金時に基準価額に対して0.20%
お買付単位	取扱販売会社が別途定める単位
お申込手数料	2.00%を上限として各取扱販売会社が定める料率
ご換金単位	1口以上1口単位
ご換金代金のお 支払い	原則として特定日から起算して5営業日目からとします。
課税関係	<p>収益分配時の普通分配金並びに換金時および償還時の価額の個別元本超過額に対して20%(所得税15%、地方税5%)の税率により源泉徴収されます。</p> <p>ただし、2004年1月1日から2008年3月31日までの間は、個人の受益者について10%、法人の受益者について7%の優遇税率が適用される予定です。詳しくは後記「8.2 課税上の取扱い」をご参照ください。</p>

1. ファンド概要

お取引カレンダー			
	お買付け・ ご換金の締切日	特定日	ご換金代金 支払日
2003年9月	9月12日 (金)	9月22日 (月)	9月29日 (月)
2003年10月	10月15日 (水)	10月22日 (水)	10月28日 (火)
2003年11月	11月13日 (木)	11月20日 (木)	11月27日 (木)
2003年12月	12月15日 (月)	12月22日 (月)	12月29日 (月)
2004年1月	1月15日 (木)	1月22日 (木)	1月28日 (水)
2004年2月	2月13日 (金)	2月20日 (金)	2月26日 (木)
2004年3月	3月15日 (月)	3月22日 (月)	3月26日 (金)
2004年4月	4月14日 (水)	4月21日 (水)	4月27日 (火)

2003年7月16日現在、委託会社が認識する2004年4月までのファンド休業日を考慮して作成した表です。
上記は変更されることもありますので、必ず事前に取扱販売会社までお問合せください。

お申込みの詳細については、取扱販売会社にお問合わせのうえ、ご確認ください。

1. ファンド概要

1-3. 投資対象とする投資信託証券の概要 (1)

ファンド名	ゴールドマンサックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラス 米ドル建てアイルランド籍外国投資信託 (契約型)
投資目的	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針	主として米国株式に投資し、個別銘柄のロング (買い)・ポジションと、ショート (売り)・ポジションを組み合わせることにより、付加価値の実現を図りつつ、同時に、米国株式市場全体の騰落からの影響を抑えるマーケット・ニュートラル戦略を行います。ゴールドマンサックスグループが経済合理性を追求することを目的として設計・開発した計量運用モデルを用いた計量アプローチ運用を行います。
投資対象および投資制限等	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。 ショートポジションの総額は信託財産の純資産総額の100%以下とします。 信託財産の純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。 ポジションの構築に際してスワップ等のデリバティブ手法を用いる場合があります。
信託報酬等	基本報酬： なし 成功報酬： なし 保管受託銀行に対する報酬等： 保管受託銀行は、基本保管報酬 (月額 8500米ドル)に加えて、財務書類作成および受託者コンプライアンスサービスについて報酬を受領します。なお、同基本保管報酬月額は、当初適用される最低金額であり、運用残高が一定以上に達した場合には残高に応じた金額が適用され、また事後的に変更されることもあります。さらに、保管受託銀行は、通信費等の実費を受領します。 その他の諸費用： ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用 (監査費用、法律顧問への報酬、名義書換事務代行費用、印刷費用等を含みます。)は、ファンドの実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。 保管受託銀行に対する報酬等とその他の諸費用は、ファンド全体で負担し、各クラス (Aクラスのほか、B、CおよびDクラスの設定が予定されています。)に配分されます。 申込手数料： 本ファンドから買い付ける場合は不要 信託財産留保額*： 0.20%
投資顧問会社	ゴールドマンサックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
管理会社	ゴールドマンサックス・マネジメント (アイルランド) リミテッド
決算日	原則として毎年9月30日 (なお、第1回決算日は2003年9月30日とします。)
分配方針	現在のところ、分配を行わず、分配可能な金額を投資方針に従い再投資する方針です。

*本ファンドを解約される受益者が、本ファンドの信託財産留保額に加えて、米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラスの信託財産留保額を負担するわけではありません。実質的には、本ファンドを解約される受益者が負担した信託財産留保額に相当する金額が、本ファンドにおける解約代金支払いに対応するため米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラスを解約する際に同ファンドに留保されるものであり、同ファンドにおいて発生する取引コスト等をカバーするとともに同ファンドに投資するファンド間での公平を図ることを目的としています。 5

1. ファンド概要

1-3. 投資対象とする投資信託証券の概要 (2)

ファンド名	ゴールドマンサックス ファンド・ピー・エル・シー ゴールドマンサックス US\$ファンド・グループ・ファンド インステテューション・アコモデーション・シニア・アメリカ 米ドル建てアイルランド籍外国投資証券
投資目的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針等	主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。 投資する債券および金融市場証券は、投資時においてスタンダード・アンド・プアーズによりAA格もしくはA-1格またはこれ以上あるいは、ムーディーズによりA格もしくはP-1格またはこれ以上と格付けされるものとし、 購入時において満期まで13ヶ月未満の証券、証書および債務に投資し、90日未満の加重平均満期を維持します。
信託報酬等	信託報酬： 年率0.35%(管理報酬・保管費用等を含みます。)を上限とします。 申込手数料： なし 解約手数料： なし
投資顧問会社	ゴールドマンサックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
決算日	原則として毎年12月31日
分配方針	現在のところ、分配を行わず、分配可能な金額を投資方針に従い再投資する方針です。

2. ファンドのポイント

2-1. ファンドの特徴 (1)

本ファンドの特徴

1. マーケット・ニュートラル(市場中立)戦略により、米国株式市場全体の動向に影響を受けない (= 中立な) 収益を追求します。
2. 個別銘柄の買い持ちと売り持ちを組合せることにより、マーケット・ニュートラル戦略を実行します。
3. 株式、債券の市場動向との低い連動性が期待されます。
4. ゴールドマンサックスが開発した計量モデルによる運用を行います。
5. 投資対象は投資信託証券を通じ、主として米国株式とします。
6. 外貨建資産については100%為替円ヘッジを基本とし、為替変動リスクの低減を図ります。
7. ベンチマークである円短期金利(1ヵ月円LIBOR*)を上回る収益を追求します。
8. 設定・解約は月1回の特定日にのみ可能です。

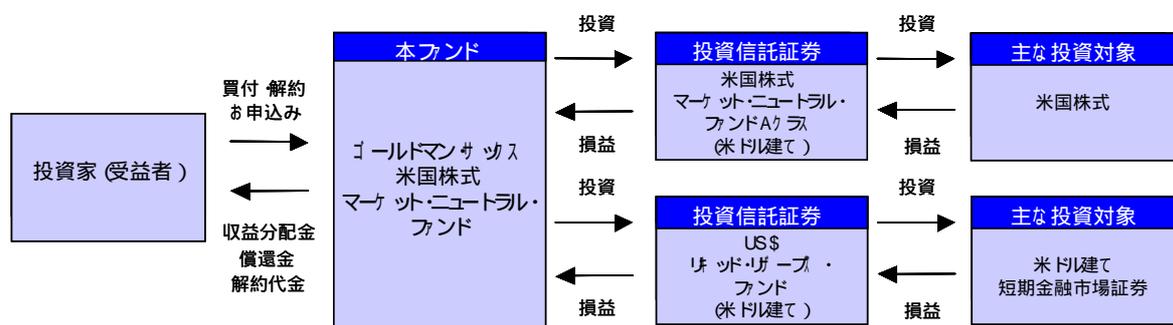
* LIBORとは、London InterBank Offered Rate(ロンドンのユーロ市場における銀行間出手金利)のことで、主に短期金利の指標として用いられています。

(注) 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

運用にあたっては、以下の投資信託証券に投資を行います。

- ・米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラス
- ・US\$建て・ギャップ・ファンド

各投資信託証券への投資比率は、資金動向および投資対象となる各ファンドの収益性等を勘案して決定するものとし、原則として米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラスの組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。



(注1) 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

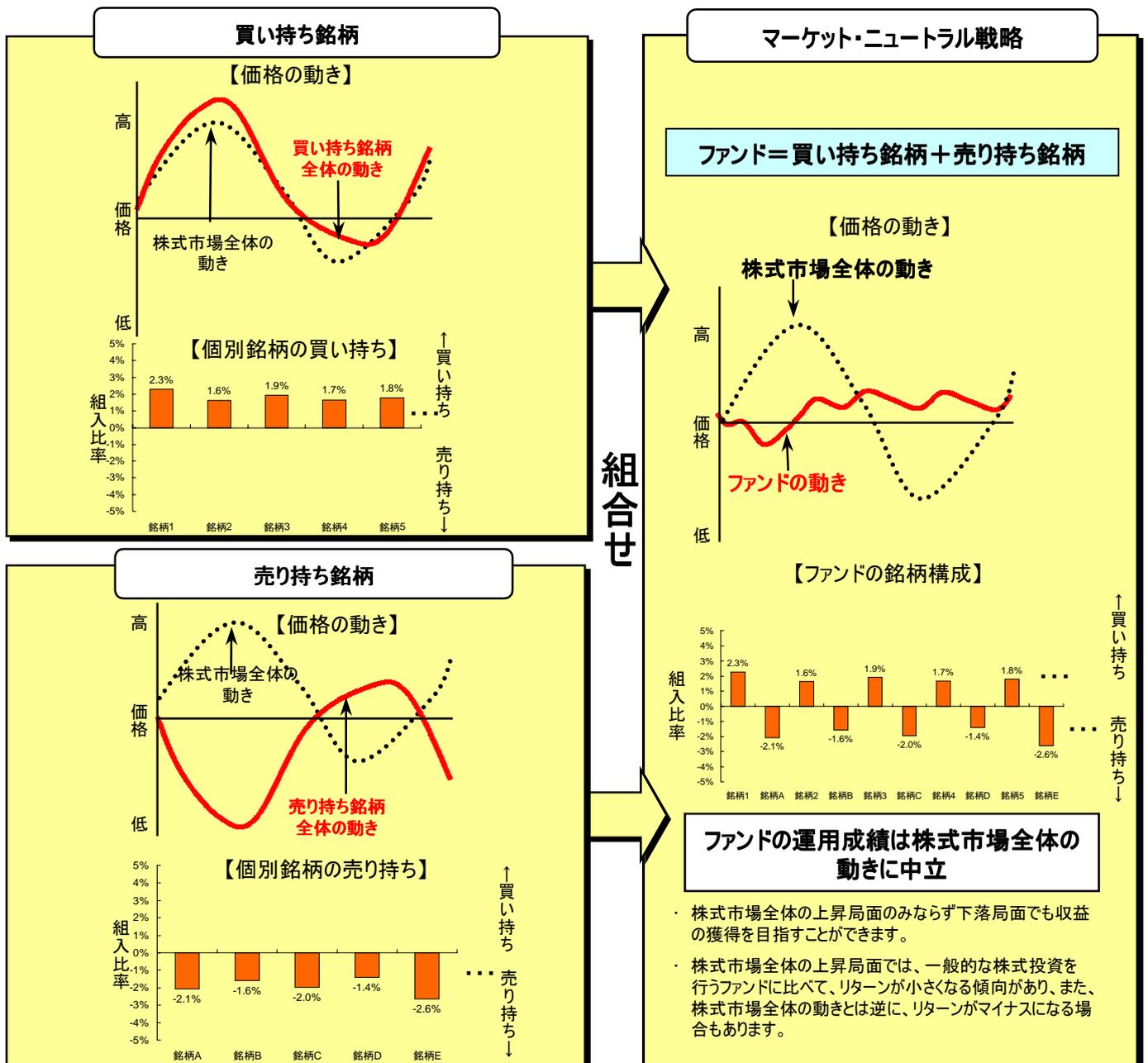
(注2) 米ドル建て投資信託証券への投資にあたっては、原則として100%為替円ヘッジを行います。

2. ファンドのポイント

2-1. ファンドの特徴 (3)

マーケット・ニュートラル(市場中立)戦略とは？

- ▶ 株式市場全体の上昇・下落からの影響を抑制しつつ、収益獲得を追求する運用手法です。
- ▶ ゴールドマン・サックスが開発した計量モデルを用いて、魅力の高い銘柄の買い持ちと同時に、魅力の低い銘柄の売り持ちを組合せることで、上昇局面のみならず下落局面でも収益の獲得を目指すことができます。



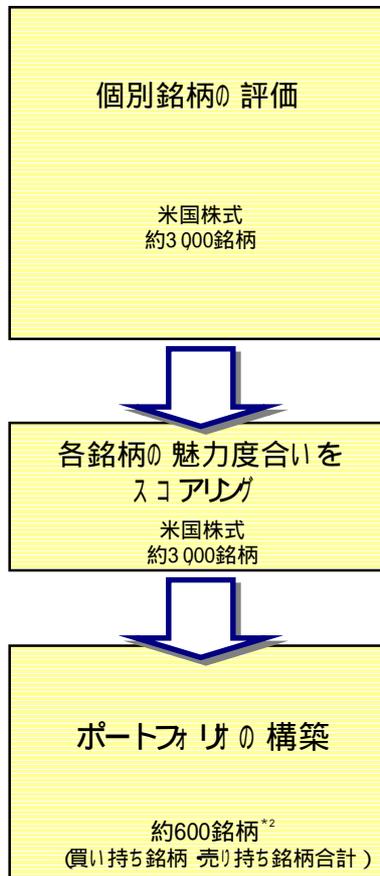
(注)上記は例示をもって理解を深めて頂くことを目的とした概念図であり、運用成果等をお約束するものではありません。本戦略がその目的を達成できる保証がある訳ではありません。

2. ファンドのポイント

2-2. 運用手法

計量モデルによる運用

- ▶ 経済理論や金融理論を背景とした経済合理性を追求した計量モデルを採用しています。
- ▶ 計量モデルを用いることで、約3,000銘柄に及び多数の銘柄を複数の評価基準を用いて分析し、これらを基に最も魅力的と思われるポートフォリオを構築します。
- ▶ 原則として、100%が替円ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- ▶ ベンチマークである円短期金利(1ヵ月円LIBOR^{*1})を上回る収益を追求します。



- ▶ 計量モデルを用いることにより、全投資対象銘柄を数量的に評価。
- ▶ 複数の評価基準を併用することにより、単一の投資スタイルに偏らない銘柄評価が可能に。
- ▶ 投資対象である米国株式(約3,000銘柄)を同一基準で評価。

バリュー： 企業価値との比較において、株価は割安か、割高か？
モメンタム： 株価は上昇傾向か、下降傾向か？
収益性： 資本を有効に活用して収益を上げているか？
定性リサーチ： 定性アナリシスによる定性分析の評価結果は？
利益の質： 持続可能な収益を上げているか？
マネジメントインパクト： 経営・財務戦略に対する市場の評価は？

- ▶ 複数の評価基準に基づき、各銘柄の魅力度合いをスコアリング(点数化)。

- ▶ 最も魅力的と思われるポートフォリオとなるよう、投資銘柄の買い持ち/売り持ちおよびその組入比率を決定。
- ▶ 米国株式市場全体の動きとの連動性を低減しつつ、ポートフォリオのリスクが目標の水準となるようコントロール。

一般的な特徴

買い持ち銘柄群 全体として魅力度が高い

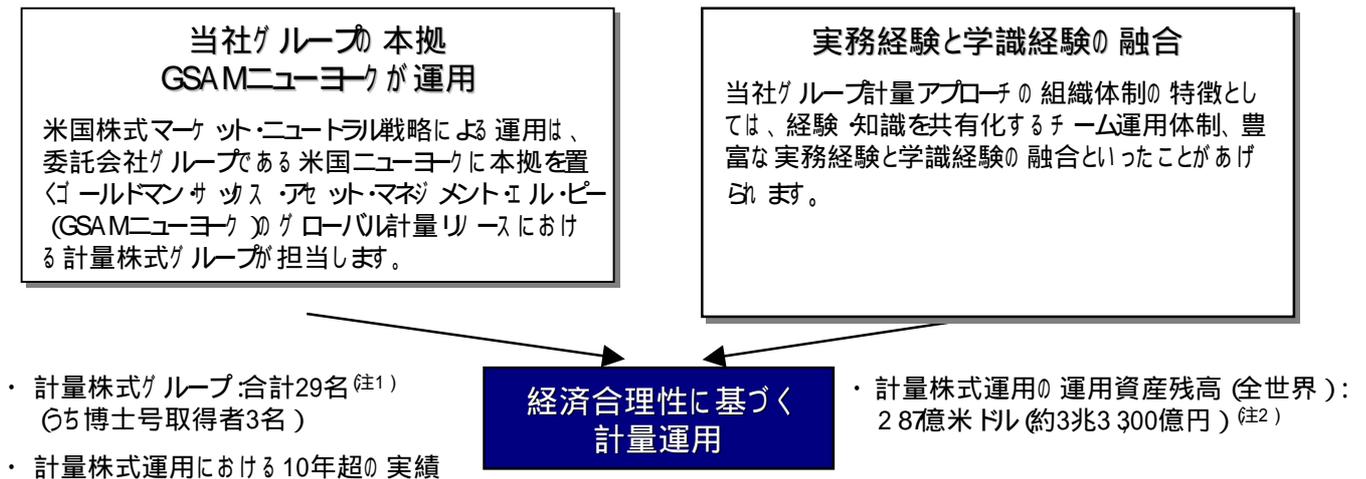
売り持ち銘柄群 全体として魅力度が低い

^{*1} LIBORとは、London InterBank Offered Rate(ロンドンのユーロ市場における銀行間出資金利)のことで、主に短期金利の指標として用いられています。
^{*2} 状況によって今後変更される可能性があります。

(注)上記がその目的を達成できる保証がある訳ではありません。上記の説明は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的、恒常的に行われています。

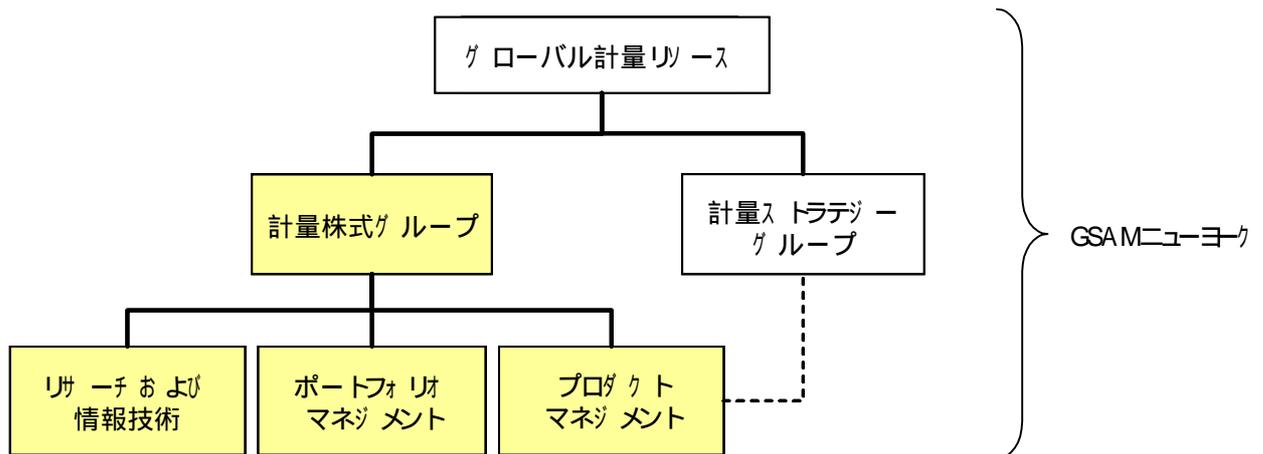
3. 運用体制

3-1. ゴールドマン・サックスの運用体制 (1) 米国株式マーケット・ニュートラル戦略における運用体制



(注1) 2003年6月現在

(注2) 2002年12月現在。運用資産残高には合同運用信託(Collective Trust Assets)の運用資産残高を含みます。



(注) グローバル計量リソースは計量的アプローチに基づく運用を行います。計量株式グループは、伝統的なファンダメンタル分析と計量的なモデリングを融合した株式個別銘柄選択を行うグループです。同グループは、リサーチ(運用戦略研究、計量モデル開発等)、ポートフォリオ・マネジメント(売買執行、ポートフォリオ特性管理等)、プロダクト・マネジメント(顧客サービス、外部情報収集等)等の機能を持ち、これらが相互に関連しながら業務を遂行しています。

2003年6月現在

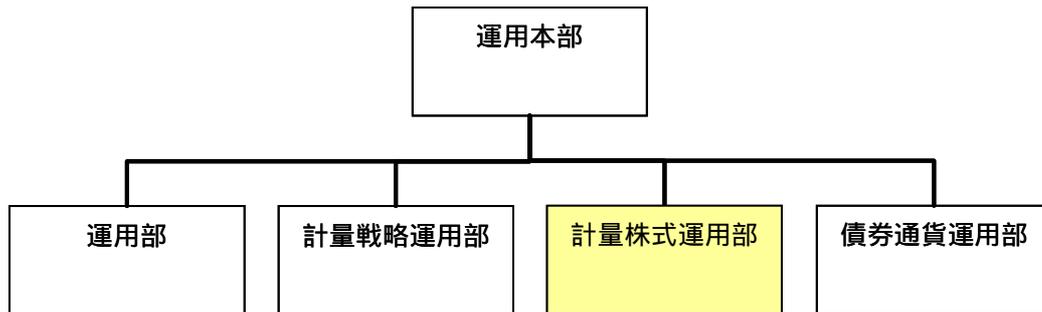
上記は 今後変更されることがあります。

3. 運用体制

3-1. ゴールドマンサックスの運用体制 (2)

日本における運用体制

日本においては本ファンドの運用は委託会社の計量株式運用部が担当します。



2003年6月現在
上記は 今後変更されることがあります。

3-2. 運用体制に関する社内規則等

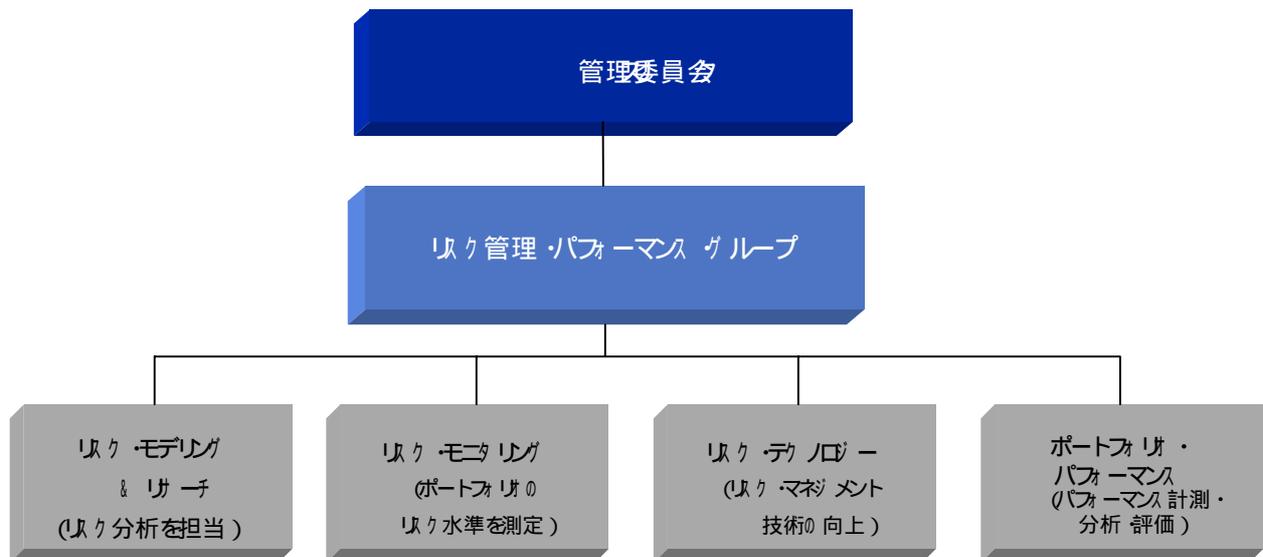
本ファンドの運用に関する社内規定として、ファンド・マネージャーが遵守すべきサービス規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。

3. 運用体制

3-3. リスク管理体制

本ファンドおよび組入れる投資信託証券においては、主に、ニューヨーク、ロンドン、東京を拠点とする委託会社グループ内に設置されたリスク管理・パフォーマンスグループにより、多角的に運用のリスク管理が行われています。リスク管理・パフォーマンスグループは、運用部門とは独立した組織として、第三者的な視点からポートフォリオのリスクをモニターします。リスク管理・パフォーマンスグループは、委託会社グループにおいてリスク管理についての最終的な責任を負うリスク管理委員会の監督の下、具体的には、ポートフォリオが十分に分散されているか否かにつきモニターするほか、トラッキング・エラー（ベンチマークの収益率からの乖離の散らばり具合）が事前に設定された許容範囲内にとどまっているか否か等を点検します（乖離幅がかかる一定の範囲に収まる保証があるわけではありません）。また、委託会社および運用の拠点のコンプライアンス部門により、法令および信託約款等の遵守状況につきモニタリングが行われています。

2003年6月現在



上記は 今後変更されることがあります。

4. 分配方針

4. 分配方針

年2回決算を行い、毎計算期末(毎年1月および7月の特定日)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、第1回決算日は2004年1月22日とします。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。筹の範囲内とします。
2. 分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。
3. 収益分配にあらず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

(注1) 収益分配金は、税金を差引いた後自動的に無手数料で再投資されます。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(注2) 収益分配金の受取りをご希望の方は、取扱販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。

5. リスクおよび留意点

5-1. 元本変動リスク (1)

本ファンド(本5-1.においては、文脈により、組入れる投資信託証券の一方または両方を含む場合、あるいはこれらのみを指す場合があります。)の投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって、元金は保証されていません。主なリスクとして、以下のものが挙げられます。

1. 株式投資リスク(価格変動リスク 信用リスク)

本ファンドは、米国の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うことになります。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。逆に売り持ちした株式の価格が上昇した場合にも本ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼします。本ファンドは、株式市場全体の動向からの影響を抑制することを目指しますが、完全にその影響がなくなる訳ではありません。また、売り持ち、買い持ちする株式の価格動向について見通しを誤れば基準価額が下落する要因となります。

2. 為替リスク

本ファンドは外貨建ての株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。本ファンドは対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかります。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが想定以上に発生することがあります。(ヘッジコストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利のほうが低い場合この金利差分収益が低下します。)

為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メルクの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

3. 為替取引、スワップ取引等の相対取引の相手先に関するリスク

本ファンドでは為替取引、スワップ取引等の相対取引を行います。これらの取引には相手先の決済不履行リスクが伴います。

4. コール・ローンの相手先に関するリスク

本ファンドは余資運用を原則としてコール・ローンで行いますが、これには相手先の信用リスクが伴います。

5. 解約申込みに伴う基準価額の下落に関するリスク

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に不利な価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

5. リスクおよび留意点

5-1. 元本変動リスク(2)

6. 先物取引等に伴うリスク

本ファンドは、運用において先物取引等を利用することがあります。先物取引等においては、ブローカーの破産等が生じた場合に、取引の中断、債務不履行、一括清算、証拠金の返還の遅延もしくは不能等が起きる可能性があります、これにより本ファンドが悪影響を被ることがあります。

7. カントリー・リスク

一般に、株式への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等様々な要因による影響を受けますが、これらの要因は時として予想を超える大きさの変動を市場にもたらすことがあります。その結果、特定の国の株式への投資により予想に反して損失を被り、本ファンドの資産価値に大きな影響を与える可能性もあります。

8. デリバティブ取引のリスク

本ファンドは株式関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積み込むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、ヘッジ目的のみならず、投資収益を上げる目的でも用いられることがあります。実際の価格変動がGSAMニューヨークの見通しと異なった場合に本ファンドが損失を被るリスクを伴います。

9. 市場の閉鎖などに伴うリスク

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

5. 取りおよび留意点

5-2. その他の留意点 (1)

1. 計量運用に関わる留意点
本ファンドおよび組入れる投資信託証券は、ゴールドマンサックスの計量リスク管理モデルまたは計量運用モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。
2. 資産規模に関わる留意点
本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
3. 一部解約に関わる留意点
一部解約には、解約時の基準価額に対して0.20% 信託財産留保額がかかります。
4. 成功報酬に関わる留意点
本ファンドでは、委託会社は、基本の信託報酬のほかに、一般的な定率の信託報酬とは異なる成功報酬を徴収いたしますので、この点についてご納得のうえご投資願います。なお、ある特定日においていったん発生し基準価額から控除された成功報酬は、たとえその後基準価額が下落したとしても、減額ないし払戻されることはありません。
5. 受託銀行の信用力に関わる留意点
受託銀行の格付が低下した場合その他信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削減される可能性があり、為替取引その他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、そのような場合には、為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項に従い、既に締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
6. 最低設定額に関わる留意点
当初募集期間において本ファンドについてお申込み金額が30億円に満たない場合は、委託会社の裁量により本ファンドの設定を中止することがあります。その場合、お申込み代金は、指定証券会社/登録金融機関を通じて申込者に払戻されますが、付利はされません。
7. 繰上償還に関わる留意点
委託会社は、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続を経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、手数料は返還されません。

5. 取りおよ 留意点

5-2. その他の留意点 (2)

8. 法令 税制 会計等の変更可能性に関わる留意点
法令 税制 会計等は 今後変更される 可能性もあります。
9. ベンチ マークに関する留意点
本ファンドは 1ヵ月円LIBORを運用上の ベンチ マークとして運用を行い、これ を上回る パフォーマンス を目指しますが、実際の パフォーマンス は ベンチ マーク を下回ることがあります。
10. 投資対象の 解約制限に関わる留意点
本ファンドの 投資対象である 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラスにおいて1日に純資産総額の10%を超える 解約請求があった場合、同投資信託証券の 解約が制限され、その 結果、本ファンドの 解約にも制限が生じる 場合があります。
11. 投資対象の 信託設定に関わる留意点
本ファンドの 投資対象である 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラスは、2003年 7月16日現在、アイルランドでの 信託設定準備中であり、本ファンドの 信託設定時において設定されていない可能性があります。設定されていない場合は、委託会社の 裁量により本ファンドの 設定を延期または 中止することがあります。本ファンドの 設定が中止される 場合、お申込み代金は、指定証券会社/登録金融機関を通じて申込者に払戻されますが、付利はされ ません。米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラスの 設定が遅延した場合、本ファンドの 運用開始遅延等の 影響が生じる ことがあります。
12. その他の留意点
指定証券会社/登録金融機関より委託会社に対してお申込金額の 払込みが現実になされるまでは、本ファンドも委託会社もいかなる 責任も 負いません。収益分配金 一部解約金 償還金の 支払いはすべて指定証券会社/登録金融機関を通じて行われます。委託会社は、それぞれの 場合においてその 金額を指定証券会社/登録金融機関に対して支払った後は、受益者への 支払いについての 責任を負いません。各指定証券会社/登録金融機関はその 取次会社を通じて受益証券の 販売を行うことがあります。さらに取次会社は、指定証券会社/登録金融機関に代り購入申込者への 目論見書の 交付、受益者への 運用報告書の 交付、その他本ファンドに関する 業務を行うことがあります。委託会社は、指定証券会社/登録金融機関またはその 取次会社とは 別法人であり、委託会社は 設定 運用について、指定証券会社/登録金融機関またはその 取次会社は 販売のお申込代金の 預り等を含みます。よって、それぞれ 責任を有し、互いに他について責任を有し ません。
下記 7-2のとおり、解約時期に制限があります。

6. ファンドの情報提供

6-1. 取扱販売会社

本ファンドの取扱販売会社および取扱販売会社ごとの販売条件等につきましては、下記の照会先で入手可能です。

6-2. 基準価額

本ファンドの基準価額(1万口当たりで表示されます。)は毎営業日算出されます。最新の基準価額は取扱販売会社または下記の照会先で入手可能です。また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:ユニット)。なお、成功報酬発生の有無およびその額をお知りになりたい受益者は、下記照会先電話番号にお問い合わせいただければお知らせいたします。

6-3. 運用報告書

原則として、毎計算期末(毎年1月および7月の特定日。)および信託終了時に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成し、取扱販売会社を通じてお渡しいたします。本ファンドの信託財産の決算の内容は原則として公告されません。

6-4. その他ディスクロージャー資料

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次もしくは週次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、取扱販売会社または下記のホームページにおいて入手可能です。

(照会先) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (5578) 7800

(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ : <http://www.gs.com/japan/gsam>

7. お申込み手続き

7-1. お買付け

申込(払込)取扱場所については、前記「6. ファンドの情報提供」記載の照会先までお問い合わせください。原則として、申込取扱場所において払込みを取扱います。

- (a) 当初募集期間(2003年8月1日から2003年8月28日まで)におけるお申込受付
営業時間内においていつでも、取扱販売会社に対してお申込みいただくことができます(ただし、2003年8月28日におけるお申込受付は午後3時までとします。)。お申込代金は当初募集期間中にお支払いいただきます。発行価格は、1口当たり1円です。
- (b) 継続募集期間(2003年8月29日から2004年10月22日まで^(注1))におけるお申込受付
お買付けのお申込みは、毎月18日(ただし、ファンド休業日の場合は翌ファンド営業日とします。)の2ファンド営業日後を特定日^(注2)とし、当該特定日の5営業日前の原則として午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)^(注3)までとします。かかる受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとします。
発行価格は特定日の基準価額(1万口当たり)^(注4)であり、お買付代金は基準価額を使って計算されます。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(注1) 継続募集期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(注2) 原則として毎月20日を特定日とします。ただし、毎月18日以降にファンド休業日がある場合には、特定日が21日以降となることがあります。詳しくはP.4「お取引カレンダー」をご参照ください。

(注3) 取扱販売会社によっては受付時間が異なる場合がございます。

(注4) 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額(組入有価証券等を時価で評価した資産総額から負債総額を控除したものをその時の受益権総口数で除した1万口当たりの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。(なお、上記金額に下記8-1.1.の申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。)

指定証券会社/登録金融機関は、追加設定を行う日に、本ファンドのお申込金額を、本ファンドの委託者である委託会社に支払います。委託会社はこれを本ファンドの受託会社に払込みます。

お買付けに際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」(取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。)を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

なお、本ファンドは、上記に従い受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、お買付けのお申込みをされる方はそれより前の時点では受益証券を取得しません。

本ファンドの受益証券の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を取扱販売会社に支払います。払込期日は取扱販売会社によって異なります(当初募集期間においては、当該募集期間中にお申込代金を取扱販売会社にお支払いいただきます。)。詳しくは各取扱販売会社にお問い合わせください。

7. お申込み手続き

さい。

本ファンドの受益証券は無記名式です。発行された受益証券は本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」に基づいて大券をもって混蔵保管されるため、委託会社は受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行いません。本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」に基づき、受益証券は、取扱販売会社においてすべて保護預りとさせていただきます。

7-2. ご換金

ご換金をなさる場合は、毎月の特定期日の 5 営業日前の原則として午後 3 時(国内の証券取引所が半休日の場合は午前 11 時)*までに取扱販売会社にお申込みください。ご換金の代金は原則として特定日から起算して 5 営業日目から取扱販売会社にてお支払いいたします。

* 取扱販売会社によっては受付時間が異なる場合がございます。

委託会社および取扱販売会社は受益証券の買戻しを行いません。ただし、受益者は、自己の有する受益証券につき、委託会社に 1 口以上 1 口単位をもってご換金のお申込みをすることができます。

委託会社は、ご換金のお申込みを受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

ご換金の価額は、特定日の基準価額から次の額を差引いた額となります。

- (イ) 信託財産留保額*¹(基準価額の 0.20%)
- (ロ) 所得税および地方税((イ)控除後の個別元本超過額*²に対して 20%*³)

* 1 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中で換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

* 2 「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいい、税法上の元本となります。詳しくは、後記「8-2. 課税上の取扱い」をご参照ください。

* 3 2004 年 1 月 1 日から 2008 年 3 月 31 日までの間は、個人の受益者について 10%、法人の受益者について 7%の優遇課税が適用される予定です。詳しくは、後記「8-2. 課税上の取扱い」をご参照ください。

受益者が、ご換金のお申込みをするときは、指定証券会社/登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

本ファンドでは法令上認められる場合を除き、買取請求制度はありません。

ご換金場所は取扱販売会社の本・支店、営業所です。

7. お申込み手続き

7-3. お買付けおよびご換金のお申込みにかかる留意点

1. お買付け

毎月 18 日(ファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日。)の 2 ファンド営業日後(本 7-3. において「当該日」といいます。)において証券取引所における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、当該日の 5 営業日前までにすでに受付けたお買付けのお申込みが取消される場合があります。

この場合、委託会社がかかる合理的な事情がなくなると判断した後の最初の基準価額の計算日の 5 営業日後を特定日とします。さらに、当該日の前営業日から 4 営業日前までの期間において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、お買付けのお申込みの取消しおよび特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

2. ご換金

委託会社は、当該日において、証券取引所における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、当該日の 5 営業日前までにすでに受付けたご換金のお申込みを保留または取消することができます。

この場合、委託会社がかかる事情がなくなると判断した後の最初の基準価額の計算日の 5 営業日後を特定日とします。さらに、当該日の前営業日から 4 営業日前までの期間において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、ご換金のお申込みの保留または取消しおよび特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

これによりご換金のお申込みが保留された場合には、申込者は保留されたご換金のお申込みを撤回できます。ただし、申込者が変更後の特定日の 5 営業日前までにそのお申込みを撤回しない場合には、当該受益証券のご換金代金は、上記により定められる日を特定日として計算された価額とします。

8. 費用および税金

8-1. 手数料、信託報酬および諸費用

1. 申込手数料

- (a) 2.00%を上限として取扱販売会社が別途定める申込手数料率をお申込価額(当初募集期間においては1口当たり1円、継続募集期間においては特定日の基準価額(1万口当たり))に乗じて得た額が申込手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。お支払いいただく金額(お申込代金)の中から申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を差し引かせていただきます。

お申込みの詳細については、前記「6-1. 取扱販売会社」をご参照ください。

- (b) 下記の償還乗換えにより本ファンドをお求めいただく場合には、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額とします。)で取得する口数について無手数料とします。ただし、取扱販売会社によっては償還乗換えができない場合があります。詳しくは取扱販売会社にお問合わせください。

「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益証券の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。)をもって、その支払いを行った取扱販売会社で本ファンドをお求めいただく場合をいいます。

なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類をご提示いただくことがあります。

- (c) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について手数料はかかりません。

2. 換金(解約)手数料

換金(解約)請求には手数料はかかりません。ただし、解約時の基準価額に対し0.20%の信託財産留保額をご負担いただきます。詳しくは、前記「7-2. ご換金」をご参照ください。

3. 信託報酬等

(a) 基本報酬

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.95%を乗じて得た額とします。委託会社、各指定証券会社/登録金融機関間および受託銀行の配分については、以下により計算される金額とします。なお、各指定証券会社/登録金融機関の間における配分については、各指定証券会社/登録金融機関の取扱いに係る純資産総額に応じて決められます。

支払先	信託報酬
委託会社	年率0.48%
指定証券会社/登録金融機関	年率0.45%
受託銀行	年率0.02%

8. 費用および税金

(b) 成功報酬

- ▶ 委託会社は、基本報酬に加えて、ある特定日の基準価額(基本報酬控除後、成功報酬控除前であるものとします。なお、成功報酬の計算においては、収益の分配がなされた場合にもその影響は排除されるものとします。)が、その時点におけるハイ・ウォーターマークを超えた場合には、その超過額に対して 25%(税別)の割合の成功報酬を受領します。ある特定日におけるハイ・ウォーターマークとは、直前の特定日(あるいは信託設定日、以下同じ)におけるハイ・ウォーターマーク(信託設定日の場合には 1 万円=1 万円)+1ヵ月円 LIBOR による増加分(直前の特定日からの期間率、1 年を 360 日とした日割り計算)とします。
- ▶ ある特定日において成功報酬が受領された場合には、以後の成功報酬の計算について、当該特定日におけるハイ・ウォーターマークは、同日の基準価額(基本報酬および成功報酬控除後)とします。

[ルールの概要] (下図参照)

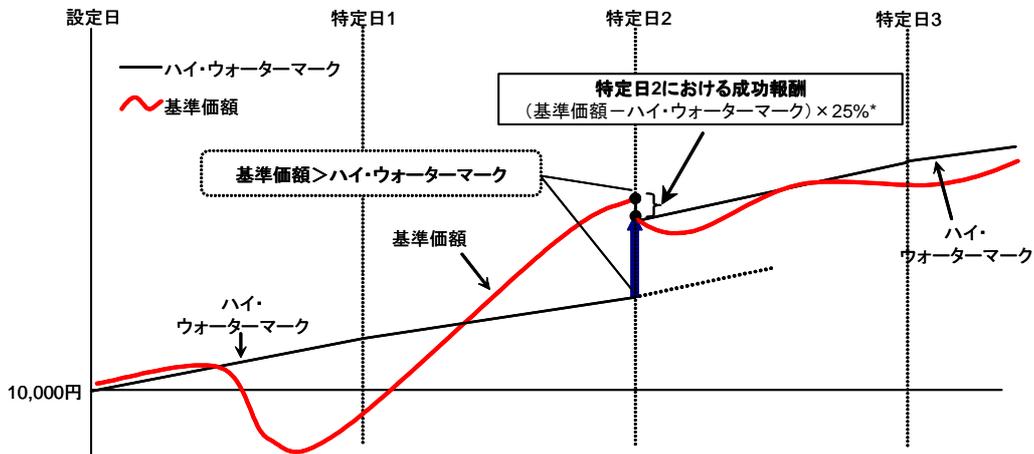
時点	ハイ・ウォーターマーク
信託設定日	1 万円=1 万円
第 1 回特定日	1 万円+設定日以降の 1 ヵ月円 LIBOR による増加分
第 2 回特定日	第 1 回特定日におけるハイ・ウォーターマーク+第 1 回特定日以降の 1 ヵ月円 LIBOR による増加分

- ある特定日(例えば第 2 回特定日)において、基準価額(成功報酬控除前)がハイ・ウォーターマークを超えたと仮定した場合、成功報酬として超過分の 25%(税別)が受領されます。

- いったん第 2 回特定日において成功報酬が受領された場合、以後の計算においては、基準価額=ハイ・ウォーターマークにリセットされます。すなわち、以下の通りになります。

第 2 回特定日	第 2 回特定日の基準価額(成功報酬控除後)
第 3 回特定日	第 2 回特定日の基準価額+第 2 回特定日以降の 1 ヵ月円 LIBOR による増加分

- その後、ある特定日において基準価額(成功報酬控除前)がハイ・ウォーターマークを超えた場合、上記の例でいえば第 2 回特定日において成功報酬が受領された場合と同様の処理がなされ、以後もこれが繰り返されます。(なお、収益分配金の支払いは、成功報酬の計算に影響がないように調整されます。)



*別途消費税がかかります。

(注1) 1ヵ月円 LIBOR は、2003 年 4 月 30 日現在、年率 0.0538%です。ハイ・ウォーターマークの計算において適用される 1ヵ月円 LIBOR は市場動向により変動します。

(注2) 上記は例示をもって理解を深めるための概念図であり、本ファンドの将来の運用成果等につき保証または示唆するものではありません。また、基準価額がハイ・ウォーターマークを超えない場合には、成功報酬は受領されません。ある特定日においていったん発生し基準価額から控除された成功報酬は、たとえその後基準価額が下落したとしても、減額ないし払戻されることはありません。

8. 費用および税金

(c) 信託報酬(基本報酬および成功報酬)の支弁の時期および方法

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社および指定証券会社/登録金融機関の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、指定証券会社/登録金融機関の報酬は委託会社より指定証券会社/登録金融機関に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支弁されます。

(参考)投資対象とする投資信託証券の信託報酬等

投資信託証券の名称	信託報酬率(年率)
ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラス	年率 0% ^(注1)
ゴールドマン・サックス ファンズ・ピー・エル・シー・ゴールドマン・サックス US \$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス	年率 0.35% ^(注2)

(注1)上記のほか、保管受託銀行に対する報酬等およびその他の諸費用も別途かかります。

(注2)管理報酬、保管費用等を含む上限。

* 詳しくは前記「1-3. 投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照ください。

4. 信託事務の諸費用等

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません)。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)

委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを本ファンドのために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額の年率 0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁します。

8. 費用および税金

8-2. 課税上の取扱い

収益分配時・解約(換金)時・償還時に受益者が負担する税金は 2003 年 7 月 16 日現在、以下のとおりです。ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税および地方税	普通分配金に対し 20%(所得税 15%、地方税 5%)
解 約 時	所得税および地方税	解約価額*の受益者ごとの個別元本超過額に対し 20%(所得税 15%、地方税 5%)
償 還 時	所得税および地方税	償還価額の受益者ごとの個別元本超過額に対し 20%(所得税 15%、地方税 5%)

* 解約価額とは、基準価額から信託財産留保額(基準価額に対して 0.20%)を差引いたものです。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

特別分配金は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

<個別元本について>

- ① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいい、税法上の元本(個別元本)にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の取扱販売会社で取得する場合には各取扱販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、それぞれ別に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記の<収益分配金の課税について>をご参照ください。)

<一部解約および償還時の課税について>

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- ① 収益分配金落ち後の基準価額がその受益者の個別元本と同額または上回っている場合に

8. 費用および税金

は、当該収益分配金の全額が「普通分配金」となります。

- ② 収益分配金落ち後の基準価額がその受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が「特別分配金」、残りの金額が「普通分配金」となります。この場合、その受益者の個別元本からその特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本になります。

◇ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(1) 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%(所得税 15%および地方税 5%)の税率による源泉分離課税が行われます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

(2) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%(所得税 15%および地方税 5%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不参入制度は適用されません。

<ご参考>

公募株式投資信託について、2004年1月1日から税の取扱いが変更される予定です。変更の概略は以下のとおりですが、詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

① 個人の受益者に対する課税

収益の分配および解約・償還時の差益については配当課税が適用されます。

現行の源泉徴収税率は20%(所得税 15%および地方税 5%)ですが、2004年1月1日から2008年3月31日までの間は、源泉徴収税率10%(所得税 7%および地方税 3%)の優遇税率が適用されます。なお、2008年4月1日以降は、源泉徴収税率については、現行の20%(所得税 15%および地方税 5%)に戻る予定となっています。

また、収益の多寡を問わず確定申告不要となります。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば、配当税額控除が適用された上で総合課税となります。

また、2004年1月1日以降に解約(償還)差損が発生した場合は、確定申告を行うことにより「株式等(特定株式投資信託(ETF)および特定不動産投資信託(REIT)を含みます。)の譲渡による所得」との損益通算が可能になります。なお、公募株式投資信託の解約(償還)差益との損益通算については、その解約(償還)差益が、株式譲渡益ではなく配当所得として課税されるため、行うことができません。

なお、買取の場合は、これまで配当課税相当額の負担だけでしたが、2004年1月1日から

8. 費用および税金

は譲渡益に対する申告分離課税も適用されるため、注意が必要です。

② 法人の受益者に対する課税

収益の分配および解約・償還時の差益については益金に算入され、法人税・地方税が課されます。

現行の源泉徴収税率は 20%(所得税 15%および地方税 5%)ですが、2004 年 1 月 1 日から 2008 年 3 月 31 日までの間は、源泉徴収税率 7%(所得税 7%)の優遇税率が適用されます。なお、2008 年 4 月 1 日以降は、源泉徴収税率は 15%(所得税 15%)となる予定です。

9. 信託の終了・約款の変更等

9-1. 信託の終了

1. 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が 30 億口を下回るようになった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、本ファンドに係る信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面交付の手配をします。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記 3.に定める手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

2. 受益権総口数が 0 となる場合による信託の終了

信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が 0 となる場合には、委託会社は、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、委託会社が指定する日をもって、信託契約を解約し、本ファンドに係る信託を終了させるものとします。

3. その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の認可取消、解散、業務廃止のとき(ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、信託は下記9-2.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託業者と受託銀行との間において存続します。)、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。)、受託銀行の辞任または解任に際し委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、本ファンドは終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、委託会社は、信託約款に定める場合には受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヶ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べ

9. 信託の終了・約款の変更等

た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が 1 ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

9-2. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヶ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

9-3. 反対者の買取請求権

前記 9-1.に規定する信託契約の解約または前記 9-2. に規定する信託約款の変更を行う場合において、前記 9-1.または前記 9-2. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社または登録金融機関を通じ、受託銀行に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

9. 信託の終了・約款の変更等

9-4. その他の契約の変更

1. 募集・販売契約

委託会社と指定証券会社/登録金融機関との間の証券投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約書(以下「募集・販売契約」といいます。)は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

2. 投資顧問契約

委託会社とGSAM ニューヨークとの間の基本会社間投資顧問契約(以下「投資顧問契約」といいます。)には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。GSAM ニューヨークが法律に違反した場合、投資顧問契約に違反した場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、または委託会社が必要と認める場合には、委託会社は、投資顧問契約を解除し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更をGSAM ニューヨークに対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面交付の手配をします。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

10. 受益者の権利等

10. 受益者の権利等

1. 収益分配金受領権に関する内容および権利行使の手続

委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を指定証券会社/登録金融機関に交付します。この場合、指定証券会社/登録金融機関は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行います。

指定証券会社/登録金融機関は、受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込みを中止することを申出た場合においては、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

2. 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金(信託終了時の本ファンドの信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額)は、原則として信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引換えに指定証券会社/登録金融機関を通じて受益者に支払われます。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

3. 収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付と支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日までに、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付します。

受託銀行は、上記により委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

11. 内国投資信託受益証券事務の概要

11. 内国投資信託受益証券事務の概要

1. 受益証券の名義書換え
本ファンドの受益証券は無記名式であるため、該当事項はありません。
2. 受益者名簿の閉鎖の時期
該当事項はありません。
3. 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
4. 受益証券の譲渡制限
該当事項はありません。

12. ファンドの概況

12-1. ファンドの沿革

本ファンドの信託設定日は 2003 年 8 月 29 日であり、同日より運用を開始します。

12-2. ファンドの関係法人

1. 委託会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社)

委託会社は、証券投資信託である本ファンドの委託者であり、受託銀行と、本ファンドの当初の払込期日である 2003 年 8 月 29 日に本ファンドの信託契約を締結します。投資信託の仕組みは、多数の投資家から預かる資金を、投資家のために利殖の目的で、専門の機関が主として有価証券に投資し、運用の成果をすべて投資家に返すものです。本ファンドの運営の仕組みは下記「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。その場合、これに関連して発生する費用が信託事務の処理等に要する諸費用の一部として、信託報酬とは別途本ファンドから支払われることがあります。詳しくは前記 8-1.「4. 信託事務の諸費用等」をご参照ください。

2. 投資顧問会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAM ニューヨーク))

GSAM ニューヨークは、本ファンドの投資顧問会社であり、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約に基づき本ファンドに関し、下記「ファンド関係法人」の図に示すとりの業務を行います。

3. 受託銀行(日興シティ信託銀行株式会社)

受託銀行は本ファンドの受託者であり、本ファンドに関し、下記「ファンド関係法人」の図に示すとりの業務を行います。

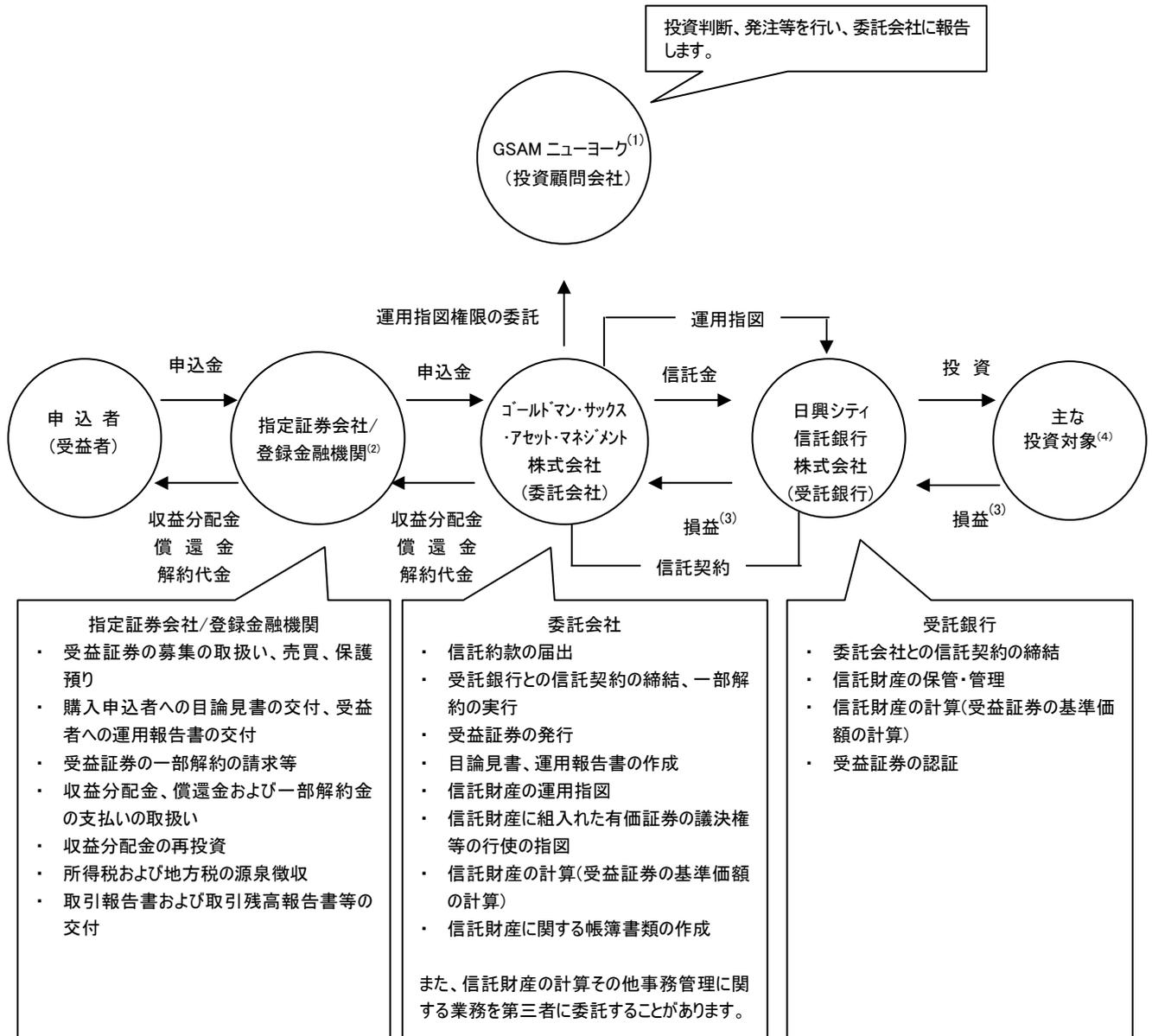
4. 指定証券会社・指定登録金融機関

指定証券会社および指定登録金融機関は本ファンドの販売会社であり、本ファンドに関し、下記「ファンド関係法人」の図に示すとりの業務を行います。

指定証券会社および指定登録金融機関は、委託会社との間の募集・販売契約に基づいて、受益証券の募集の取扱い等を行います。

12. ファンドの概況

ファンド関係法人



- (1) GSAM ニューヨークの正式名称はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーです。
- (2) 指定証券会社または指定登録金融機関のためにお申込みの取次ぎを行う取次会社は、指定証券会社/登録金融機関の上記各業務の全部または一部を行います。
- (3) 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。
- (4) 本ファンドは主として以下の投資信託証券に投資します。
- ・ ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラス
 - ・ ゴールドマン・サックス ファンズ・ピー・エル・シー・ゴールドマン・サックス US \$ リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス

13. 委託会社等の概況

13. 委託会社等の概況

1. 資本金

委託会社の資本の額は金 4 億 9,000 万円です(2003 年 7 月 16 日現在)。

2. 沿革

委託会社は、米国を本拠地として総合的な金融サービスの提供を展開するゴールドマン・サックスの資産運用グループの日本における拠点として、日本法上の株式会社として設立された投資信託委託業者です。主な変遷は以下のとおりとなっています。なお、この他に、これまで、商号の変更、合併、事業目的の変更等はありませんでした。

- 1996 年 2 月 6 日 会社設立
- 1996 年 2 月 23 日 証券投資信託法上の委託会社としての免許取得
- 1998 年 12 月 1 日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
- 2000 年 11 月 30 日 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の改正に伴う投資信託委託業のみなし認可
- 2001 年 8 月 13 日 有価証券等に係る投資顧問業を会社の目的に追加
- 2002 年 1 月 18 日 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(「投資顧問業法」)上の投資顧問業者としての登録
- 2002 年 3 月 29 日 投資顧問業法上の投資一任契約に係る業務の認可
- 2002 年 4 月 1 日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

3. 本店の所在の場所および代表者の役職氏名

本店の所在の場所: 東京都港区赤坂二丁目 17 番 7 号 赤坂溜池タワー

代表者の役職氏名: 代表取締役 土岐 大介

4. 大株主の状況

(2003 年 7 月 16 日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市オールド・スリップ 32 番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ブロード・ストリート 85 番地	64	1

14. ファンドの経理状況および運用状況

14-1. 財務諸表

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成します。
なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示します。
- (2) 本ファンドの第1期計算期間は、信託約款第29条により、2003年8月29日(設定日)から2004年1月22日までとなっております。
- (3) 本ファンドは、中央青山監査法人による監査を受けます。

14-2. ファンドの現況

有価証券届出書提出日が信託設定日(2003年8月29日)前であるため、本ファンドは何ら資産を有しておりません。

14-3. 運用状況

有価証券届出書提出日が信託設定日(2003年8月29日)前であるため、運用状況については記載する内容がありません。

15. その他

15. その他

1. 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
2. 1 または複数の内容の要約仮目論見書を使用します。

有価証券届出書添付書類を、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 12 条 1 項 1 号口に規定する書類(以下「要約仮目論見書」といいます。ただし、有価証券届出書による届出が効力を生じた後に使用される場合は「要約目論見書」という表題が用いられることがあります。)として、以下の記載に従い使用します。

- (a) 要約仮目論見書は、チラシ、パンフレット、ポスター、ダイレクトメール(ハガキ、封書用)、電子媒体として使用されるほか、新聞、雑誌、書籍およびインターネット等に掲載されることがあります。
- (b) 要約仮目論見書は、使用形態によって字体、レイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、その他委託会社および取扱販売会社の名称およびロゴ、本ファンドのロゴ、写真、イラスト、見出しおよびキャッチ・コピーを付加して使用されることがあります。

要約仮目論見書の表紙に以下のような文言を記載することがあります。

投資信託をご購入の際の注意事項

- ・ お申込の際は必ず「目論見書」をご覧ください。
 - ・ 本ファンドは株式など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資し、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
 - ・ 投資信託は、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
 - ・ 証券会社以外の金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
 - ・ 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
 - ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。
- (c) 有価証券届出書の第一部「証券情報」および第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「お申込メモ」、「本ファンドの概要」、「ご投資の手引き」および「費用と税金」として、要約仮目論見書に記載することがあります。これらの記載については、本ファンドの信託設定日以降は当初募集に関する記載を削除して用いることがあります。また、有価証券届出書第三部「特別情報」の主要内容を要約し、要約仮目論見書に記載することがあります。
 - (d) 要約仮目論見書に以下の趣旨の文章または文言の全部または一部を記載することがあります。
 - ・ 米国株式市場全体の動向にかかわらず、資産成長を追求する、新しいファンド。

15. その他

- (e) 要約仮目論見書中の一定の用語につき、商標登録申請中または登録商標であることを示す文言または記号を用いることがあります。
- (f) メモ欄として罫線を記載した頁を設けることがあります。
- (g) 社長のごあいさつ(言及されるデータは適宜更新されます。)を記載することがあります。
- (h) 本ファンドまたは組入れる投資信託証券の保有証券と運用状況に関する情報として、主要または一部組入銘柄(業種・セクター、主要取引市場、組入比率、組入数、組入額、格付を含みます。)、投資対象の資産別構成比、投資国別構成比、業種・セクター別構成比、市場別構成比、株式および先物の合計に基づく組入割合の表示によるポートフォリオ構成、通貨、為替予約の状況ならびにそれらの推移等に関する説明を、文章、数値、グラフで表示することがあります(表示されるデータは適宜更新されます。)。また、直近の基準価額、純資産総額等を表示することがあります。なお、セクターの記載に関しては、本ファンドの運用チーム独自の分類を用いることがあります。
- (i) 運用実績として基準価額(税引き前分配金込みもしくは分配金落ち後またはその双方)および過去の分配実績(各月および年率換算ならびに再投資の状況を含みます。)の推移、年換算利回り、設定来または直近 1 週間、1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、1 年、1 年半、2 年、3 年の騰落率等を数値またはグラフで表示することがあります(表示されるデータは適宜更新されます。)

投資信託用語集 (1)

委託会社 (いたくがいしゃ)

ファンドの 設定・運用、目論見書・運用報告書の 作成等を担当する 会社 (運用会社) を指します。

運用報告書 (らんようほうこくしょ)

ファンドの 運用内容に関する 情報を記載した 報告書です。投資信託及び 投資法人に関する 法律の 定めによって、ファンドの 決算時 (年2回以上決算がある ファンドについては 年2回) および 償還時に 委託会社 (運用会社) が 作成し、取扱販売会社を通じて 受益者に 送られます。運用報告書には、設定来の 運用経過、投資環境の 説明、組入れ 有価証券の 明細など、運用状況についての 情報が 記載されています。

売り持ち (うりもち) (ショートポジション)

他から株券を借り、現在の 株価で 売り、値下がりしたところで 買って、借りてきた 株券を返済しようという 意図で行われる ものです。価格が 下落すると 利益が 出ますが、逆に、価格が 上昇すると 損失が 生じます。

解約価額 (かいやくかがく)

途中解約する 際に用いる 価額で、解約金は 解約口数に 解約価額を 乗じて 計算されます。解約価額は ファンドの 基準価額から 信託財産留保額を 差引いた 価額になります。ただし、信託財産留保額がない ファンドでは 基準価額と同じ 価額となります。

株式投資信託 (かぶしきとうししんたく)

投資信託の 分類の 一つです。一般的には 株式を 主な 投資対象とする ファンドを 指しますが、約款上で 株式を 少しでも 組入れることが 可能な ファンドは 株式投資信託に 分類されます。したがって、主に 公社債に 投資する ファンドであっても、株式投資信託に 分類される 場合があります。

為替ヘッジ (かわせへッジ)

外貨保有に伴う 為替リスクを 為替予約取引等を 活用することにより 回避または 低減する 行為を 言います。為替ヘッジに 際しては、ヘッジ 対象となる 通貨と 日本円の 金利差に 相当する ヘッジ コストまたは プレミアムが 生じるため、海外の 金利が 日本の 金利よりも 高い場合であっても、直接享受することは できなくなります。

基準価額 (きじゅんかがく)

ファンドの 時価を表す ものです。基準価額は、その 日の ファンドの 純資産総額を 総口数で 割って 計算され、日々 変動します。一般的に、当初1口が 1万円の ファンドは 1口当たりの 価額、当初1口が 1円の ファンドは 1万口当たりの 価額で 表示されます。

投資信託用語集 (2)

受託銀行 (じゅたきんこう)

ファンドの信託財産を保管・管理する信託銀行を指します。

信託財産留保額 (しんたくざいさんりゅうほがく)

運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中で換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

信託報酬 (しんたくほうしゅう)

信託財産から、ファンドの運営にかかわる委託会社等に対して支払われる報酬です。信託報酬は、通常、日々の純資産総額に対して定率で差引かれます。ファンドによっては、基本の信託報酬のほかに、一般的な定率の信託報酬とは異なる成功報酬を徴収するものもあります。委託会社のファンド運用に対する報酬、販売会社の収益分配金や償還金の支払等代行業務に対する報酬、受託銀行のファンド管理・保管に対する報酬などが含まれます。料率の内訳は目論見書に記載されています。

取扱販売会社 (とりあつかいはんぱいがいしゃ)

主にファンドの募集・販売の取扱い、解約請求の受付、分配金・償還金・解約金の支払いなどを行う金融機関を指します。

ハイウォーターマーク

ファンドにおける成功報酬の計算において利用される用語です。成功報酬とは、ファンドの運用成果が比較対象として定められた一定の基準を上回る成果を上げた場合に、その超過収益に対して一定の割合で徴収される報酬のことで、ファンドから運用会社に対して支払われます。こうした運用成果を単独の期間だけで見て比較するのではなく、例えばファンドの設定来など長期的な期間に亘って、累積した収益が過去の最高値を更新しつつ指数等(通常はベンチマーク)の動きを上回る等の条件を満たした場合のみ、成功報酬を徴収する方式をハイウォーターマーク方式と呼びます。また、このような比較対象となる指数等の動かないしその数値をハイウォーターマークと呼んでいます。

ファンドオブファンズ

社団法人投資信託協会が定める証券投資信託の分類で、「主として投資信託証券(証券投資信託受益証券及び証券投資法人の投資証券(マザー信託を除く。))に投資するもの」です。

ベンチマーク

運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。

信託約款

追加型証券投資信託
ゴールドマンサックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド
(愛称 GS US ニュートラル)

運用の基本方針

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国投資信託の受益証券および外国投資証券を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

以下の外国投資信託の受益証券および外国投資証券に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

1. アイルランド籍外国投資信託(契約型)

ゴールドマンサックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラス (以下「米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラス」といいます。)

運用方針は、以下のとおりです。

- a 主として米国株式に投資し、個別銘柄のロング(買い)・ポジションと、ショート(売り)・ポジションを組み合わせることにより、付加価値の実現を図りつつ、同時に、米国株式市場全体の騰落からの影響を抑えるマーケット・ニュートラル戦略を行います。
- b ゴールドマンサックスグループが経済合理性を追求することを目的として設計・開発した計量運用モデルを用いた計量アクティブ運用を行います。

2. アイルランド籍外国投資証券

ゴールドマンサックス ファンド・ピーエルシー - ゴールドマンサックス US\$ リッド・ダーク・ファンドインステイテュショナル・アクティビティシェアクラス (以下、「US\$ リッド・ダーク・ファンド」といいます。)

運用方針は、以下のとおりです。

- a 主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。

外貨建資産については100%為替円ヘッジを基本とします。

1ヵ月円LIBORをベンチマークとします。

上記外国投資信託の受益証券および外国投資証券への投資比率は、資金動向および投資対象となる各ファンドの収益性等を勘案して決定するものとし、原則として、米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラスの組入比率を高位に保つものの、各証券への投資比率には制限を設けません。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 投資制限

株式(上記外国投資証券を除きます。)の直接投資は行いません。

上記外国投資信託の受益証券および外国投資証券以外の外貨建資産への直接投資は行いません。

上記外国投資信託の受益証券、外国投資証券およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

3. 収益分配方針

年2回決算を行い、毎計算期末(毎年1月および7月の特定日(第8条第1項に定義されます。))原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、第1回決算日は2004年1月22日とします。

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益を含みません。)の範囲内とします。

分配金額は、委託者が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド
(愛称 GS US ニュートラル)
信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1000億円¹を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1000億円を限度として信託金を追加することができます。
追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第7項および第10項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項または第43条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法、受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 委託者は、この信託について、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。
この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

¹ 30億円に満たない場合は、委託者の裁量により設定を中止することがあります。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1000億口を上限とする口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第2項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託は、原則として毎月18日(ただし、日本における営業日であり、かつ英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはアイルランド証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはダブリンの銀行の休業日ではない日を以下「ファンド営業日」とし、毎月18日がファンド営業日でないときは、翌ファンド営業日とします。)、2ファンド営業日後を特定日とし、当該特定日の翌営業日にこれを行うものとします。

前項における追加信託金は、特定日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益証券の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)~~を~~法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)~~を~~計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第20条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

第1項の規定により発行された受益証券は、委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)~~または~~登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)~~と別に定めるゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)~~に従って取得申込者が結んだ契約(以下「別に定める契約」といいます。)~~に基づいて~~大券をもって混蔵保管されるため、委託者は受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行いません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 11 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の申込単位および価額等)

第 12 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 10 条の規定により発行される受益証券を委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に対し、当該証券会社もしくは登録金融機関が別途定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、取得申込みの受付は、特定日の 5 営業日前までとします。ただし、第 35 条第 1 項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってはその後であってもこれを受付けるものとします。

前項の受益証券の価額は、特定日の基準価額に、当該基準価額に 200% を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別途定める率を乗じて得た手数料並びに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益証券の価額は、1 口につき 1 円に、1 円に 200% を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料並びに当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。)以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないもの)をいいます。以下本項において同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。)に属する月の翌月の初日から起算して 3 ヶ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込みをする場合の当該受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数(以下「償還金取得口数」といいます。)について特定日の基準価額とすることができます。また、当該取得申込総口数のうち償還金取得口数を超える金額に対応する口数についての受益証券の取得価額は、特定日の基準価額に、当該取得申込総額に適用される率(前項により)ます。を当該基準価額に乗じて得た手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、当該証券会社ま

たは登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

前各項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の受益証券の売却価額は、原則として第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、毎月18日(ファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日。)の2ファンド営業日後(本項において「当該日」といいます。)において証券取引所における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等)により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。があると委託者が判断したときは、当該日の5営業日前までにすでに受付けた取得申込みを取消することができます。この場合、委託者がかかる合理的な事情がなくなると判断した後の最初の基準価額の計算日の5営業日後を特定日とします。さらに、当該日の前営業日から4営業日前までの期間において、かかる合理的な事情があると委託者が判断したときにも、取得申込みの取消および特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

(受益証券の再交付)

第13条 委託者は、受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第14条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え再交付を請求したときは、委託者の定める手続により受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第15条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - I. 有価証券
 - II. 金銭債権
 - III. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)
 - IV. 金銭を信託する信託の受益権のうち、有価証券の性質を有しないもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

4. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を主として次の外国投資信託の受益証券、外国投資証券および有価証券に投資することを指図します。

1. ゴールドマンサックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラス
2. ゴールドマンサックス ファンド・ピーエルシー - ゴールドマンサックス US\$ リワード・グループ・ファンドインスティテューショナル・アコモデーションシェアクラス
3. コマーシャルペーパー

委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第19条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号： ゴールドマンサックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

所在地： アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、別に定める取り決めに基づく金額が委託者から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生じしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

(外国為替予約の運用指図)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(保管業務の委任等)

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(有価証券等の保管)

第22条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(信託財産の表示および記載の省略)

第23条 信託財産に属する有価証券については、実務上可能であり、かつ委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を高めるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金を充て有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者等による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、外国投資証券の発行または投資口の割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前2項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、毎年1月の特定日の翌日から7月の特定日までおよび7月の特定日の翌日から翌年1月の特定日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2003年8月29日から2004年1月22日までとします。

(信託財産に関する報告)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第31条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、

受益証券作成に関する費用等を含みます。は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。を以下 諸経費 と総称します。

委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。なお、第 1 回目の計算期末は 2004 年 1 月 22 日です。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10 000 分の 95 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。なお、第 1 回目の計算期末は 2004 年 1 月 22 日です。

第 1 項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(成功報酬の額および支弁の方法)

第 33 条 委託者は、前条に規定する信託報酬(以下、本条において「基本報酬」といいます。)に加えて、特定日の基準価額(基本報酬控除後であり、本条に規定する成功報酬控除前であるもの)とします。なお、本条に基づく成功報酬の計算においては、収益の分配がなされた場合にもその影響は排除されるものとします。が、以下に定める方法で計算される価額(以下ハイウォーターマーク といいます。を超過した場合には、当該超過額に対して 25% の率を乗じて得た額(以下 成功報酬 といいます。を受領します。ある特定日(以下 当該特定日 といいます。におけるハイウォーターマークは、直前の特定日のハイウォーターマークに対し、直前の特定日の 1 ヶ月円 LIBOR(1 年を 360 日として計算)および、直前の特定日の翌営業日から当該特定日までの期間計算される額を加算して得られる価額とします。上記にかかわらず、ある特定日において成功報酬が受領された場合においては、爾後のハイウォーターマークの計算においては、かかる特定日のハイウォーターマークは、基本報酬控除後かつ当該成功報酬控除後でありかつ収益の分配が行われた場合

の収益分配後の基準価額とします。ただし、信託契約締結日以後最初の特定日におけるハイウォーターマークの計算においては、直前の特定日のハイウォーターマークとは1口につき1円を、直前の特定日は信託契約締結日を意味するものとします。

前項の成功報酬は、毎計算期末または信託終了の時信託財産中から支弁するものとします。

第1項の成功報酬は、前条に定める信託報酬の一部として計上します。前条を除き、この約款において「信託報酬」という場合には、第1項の成功報酬を含むものとします。

第1項の成功報酬に対する消費税等に相当する金額を成功報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

第1項の特定日は、第12条第5項の規定に従うものとします。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金の再投資ならびに償還金および一部解約金の支払い)

第35条 委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売り付けを行います。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込を中止することを申出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

前項の場合、収益分配金は、当該計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額)をいいます。以下同じ。、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と

引換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。

一部解約金は、原則として特定日から起算して5営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。

前4項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該証券会社または登録金融機関に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額および委託者が一定期間経過後当該証券会社または登録金融機関より回収した金額があればその金額を除き、受益者の計算に属する金銭となるものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金(所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいいます。)、は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。本項に規定する各受益者毎の信託時の受益証券の価額等とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

この信託約款の他の規定にかかわらず、万一委託者の指定する証券会社または登録金融機関が本条に定める受益者への支払を怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者に過失がない場合に限り、受託者の承諾を得て委託者は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第36条 受益者が、収益分配金については毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金について前条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、収益分配金については第35条第1項または第3項に規定する支払開始日まで、償還金については第35条第4項に規定する支払開始日の前日まで、一部解約金については第35条第5項に規定する支払日まで、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第38条 受益者は、特定日において、自己の有する受益証券につき、委託者に当該特定日の一部解約実行の請求日として、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、一部解約実行の請求の受付は、特定日の5営業日前までとします。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、本条第 11 項に規定する場合を除きこの信託契約の一部を解約します。

第 1 項の一部解約の価額は、特定日の基準価額から当該基準価額に 0.20% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

受益者が、第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券を託って行うものとします。

委託者は、毎月 18 日（ファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日。）の 2 ファンド営業日後（本項において「当該日」といいます。）において、証券取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピュータの誤作動等）により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。があるときは、当該日の 5 営業日前までにすでに受け付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。なお、この場合、第 12 条第 5 項の通り、委託者がかかる事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日の 5 営業日後を特定日とします。さらに、当該日の前営業日から 4 営業日前までの期間において、かかる合理的な事情があると委託者が判断したときにも、一部解約の実行の請求の保留または取消および特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

前項により一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は保留された一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が変更後の特定日の 5 営業日前までにその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、前項により定められる日を特定日として第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が 30 億口を下回ることとなった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

次条第 3 項から第 6 項までの規定は、前項の場合にこれを準用します。この場合において、次条第 4 項中第 1 項とあるのは、第 38 条第 7 項と読み替えます。

受益者による第 1 項の一部解約の実行の請求に基づいてこの信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が 0 となる場合には、委託者は、受託者と協議のうえ委託者が指定する日を託って、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとします。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者が、前項の解約をするときは、第 1 項に定めるこの信託契約の一部の解約は行いません。次条第 2 項の規定は、前項の場合にこれを準用します。

(信託契約の解約)

第 39 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を

解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定に従います。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は第44条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第44条の規定に従い、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託者は、受託者につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託者を解任することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前2項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。

1. 支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. 受託者の財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
4. 受託者が本信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
5. その他委託者が合理的に判断したときで、受託者の信用力が著しく低下し、委託者による信託財産の運用または受託者による信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

本条に基づき受託者が辞任しまたは解任されたまたは解任される場合において、委託者が本信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託者は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は、本条に基づく受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託者または選任された新受託者が倒産等により本信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(信託約款の変更)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第39条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関を通じ、受託者

に対し、自己の有する受益証券を、信託財産を託って買取るべき旨を請求することができ
ます。

(公 告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 47 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定め
ます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2003 年 8 月 29 日

委託者 東京都港区赤坂二丁目 17 番 7 号赤坂溜池タワー
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 東京都品川区東品川二丁目 3 番 14 号
日興シティ信託銀行株式会社

ゴールドマン・サックス米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

GS US Neutral

愛称：GS US ニュートラル